

被措置児童等虐待対応 マニュアル

平成22年3月

(平成26年1月改正)

青森県健康福祉部こどもみらい課

目 次

1	被措置児童等虐待防止対策マニュアル策定の趣旨	・・・	1
2	被措置児童等虐待とは	・・・	1
3	児童虐待防止法との関係	・・・	2
4	被措置児童等虐待への対応の流れ	・・・	4
	◇「被措置児童等虐待対応のフローチャート」	・・・	4
	◇様式1 被措置児童等虐待通告等受理票	・・・	11
5	通告又は届出受理機関	・・・	12
6	通告又は届出の受理	・・・	13
7	通告又は届出受理機関からの通知受理	・・・	17
8	ケース会議（目的：調査方針等の決定）	・・・	17
9	事実確認・訪問調査等	・・・	17
10	ケース会議（目的：調査結果を踏まえた対応方針決定）	・・・	18
11	報告徴収・改善勧告等の権限行使	・・・	18
12	虐待を受けた児童に対する支援・同じ施設等にいる 他の措置児童等に対する支援	・・・	19
13	施設運営改善のための取組の継続的な指導	・・・	20
14	児童処遇部会の関与	・・・	20
15	被措置児童等虐待の予防等	・・・	20
16	公表	・・・	23
 (参考資料)			
	児童福祉法等抜粋	・・・	24
	対象施設、児童相談所、福祉事務所一覧	・・・	28

1 被措置児童等虐待防止対策マニュアル策定の趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）」が平成21年4月1日に施行され、被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました。被措置児童等虐待防止対策は、児童虐待の防止等に関する法律が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、児童の権利擁護を図ることとしています。

このマニュアルは、厚生労働省作成の「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を踏まえ、児童の福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保し、事業者や施設に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき適切な対応を図り、被措置児童虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための取組を総合的に進めることを目的としています。

2 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待の定義

施設職員等（1）が被措置児童等（2）に行う次の行為（3）をいいます。

（1）「施設職員等」とは、以下のとおりです。

- ① 小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ② 里親又はその同居人
- ③ 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④ 指定医療機関の管理者その他の従事者
- ⑤ 児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

（2）「被措置児童等」とは、以下のとおりです。

- ① 以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ア 小規模住居型児童養育事業者
 - イ 里親
 - ウ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
 - エ 指定医療機関（国立病院機構青森病院、国立病院機構八戸病院の2施設）
 - オ 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

※措置だけでなく、契約により入所した児童も対象となる。また、措置延長となつて
いる18歳以上の児童については、児童福祉法上は児童として法律の適用を受けるこ
ととなるため、対象となる。

* なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）、母子生活支援施設、児童発達支援センターについては、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じ、今回の制度の考え方を踏まえた対応をするものとします。

これにより、福祉事務所についても、児童相談所に準ずる取り扱いとします。

- ② 以下の施設等に保護（委託）された児童
 - ア 児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
 - イ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

(3)「行為（被措置児童等虐待）」の種類は以下のとおりです。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①、②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

本県における被措置児童等虐待の担当部署は、以下のとおりです。

- 児童養護施設等〔上記(2)①のア～ウ、②のア、イ〕 …… こどもみらい課
- 障害児入所施設等〔上記(2)①のエとオ、②のイ〕 …… 障害福祉課

3 児童虐待防止法との関係

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）においては、「保護者」がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴力やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当します。

一方、施設職員として監護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当しません。したがって、

- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象となります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、被措置児童等虐待にも該当します。

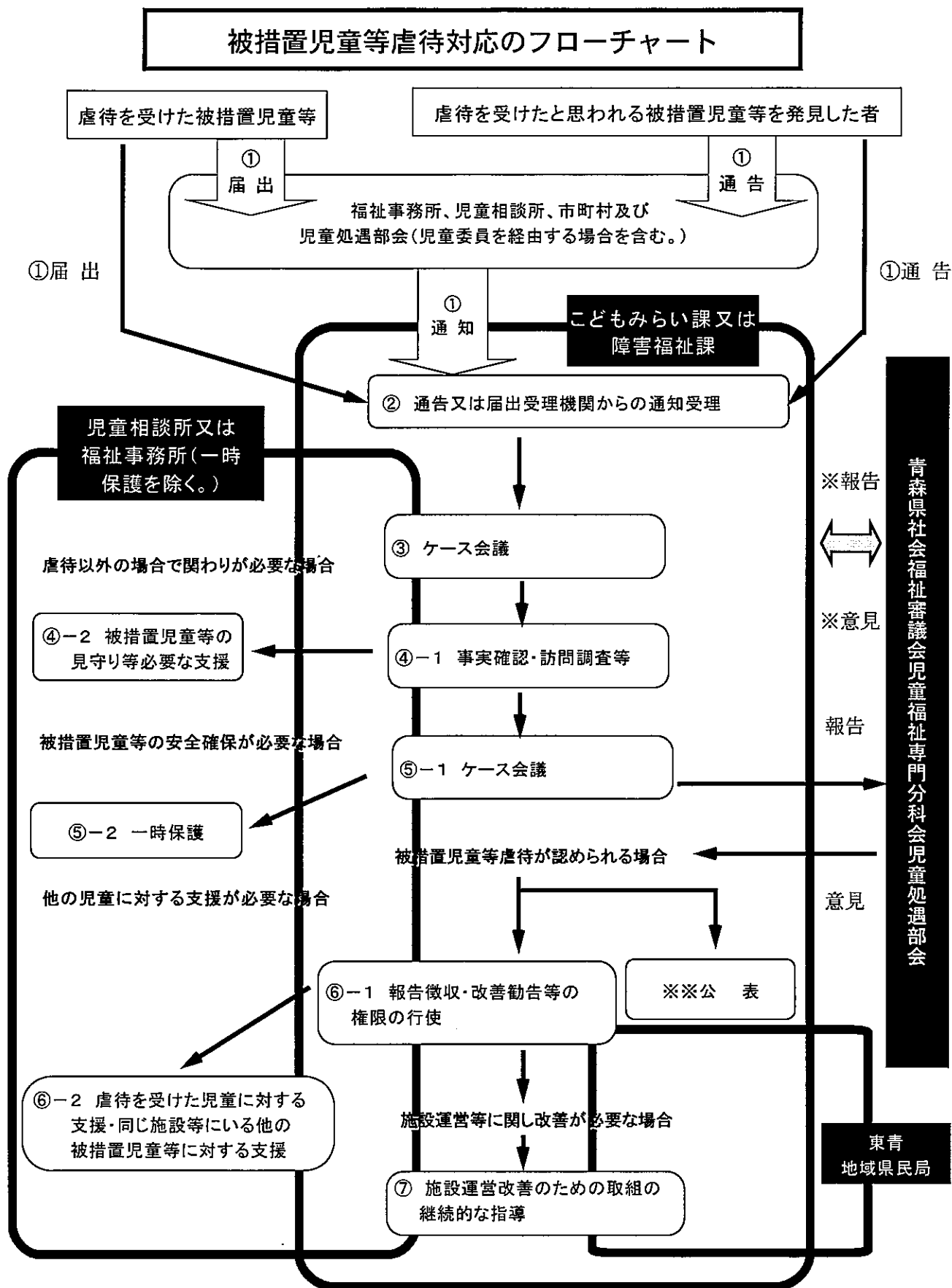
児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、第一義的には、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の措置を優先して講じることとします。

ただし、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合には、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うこととします。

なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告

すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないとされています。

4 被措置児童等への虐待対応の流れ



※ 事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、児童処遇部会へ報告、意見を踏まえて対応を進めます。

※※ こどもみらい課と障害福祉課は、児童処遇部会の意見を踏まえ、被措置児童等虐待が行われたと認められた事案について、児童の福祉を第一としつつ、保護者等の同意を得て、その範囲において、随時公表します。ただし、性的虐待に関しては、児童の将来への影響等を考慮し、公表の時期について、配慮を行うこととします。

- ① 通告又は届出の受理
(福祉事務所、児童相談所、市町村、児童処遇部会、こどもみらい課、
障害福祉課)

通告又は届出受理機関

- 発見者からの通告は、各福祉事務所、各児童相談所、各市町村、青森県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会(以下「児童処遇部会」という。)で受理します。
 - 被措置児童等本人からの届出は、各福祉事務所、各児童相談所、児童処遇部会で受理します。
- ※ この外、こどもみらい課又は障害福祉課においても、通告又は届出を受理することができます。



虐待情報の聴取・把握



通告又は届出情報の報告

- 通告又は届出受理機関は、県による事実確認が必要と認められる事例を「被措置児童等虐待通告等受理票(様式1)」により、速やかにこどもみらい課又は障害福祉課に第1報として報告します。
- ※ 夜間・休日は、別に定める「緊急時連絡体制」に基づいて、報告します。



県担当課への通知

- 通告又は届出受理機関は、「被措置児童等虐待通告等受理票(様式1)」により事前に報告した事例について、速やかに、こどもみらい課長又は障害福祉課長あてに文書で通知します。

② 通告又は届出受理機関からの通知受理

(こどもみらい課又は障害福祉課)

被措置児童等虐待に係る連絡及び通知の受理

- こどもみらい課又は障害福祉課では、通告又は届出受理機関からの「被措置児童等虐待通告等受理票」による報告(第1報)を受け、直ちに課長に報告します。(夜間休日は、緊急時連絡体制により行います。)
- その後、通告又は届出受理機関から被措置児童等虐待に係る通知を受理します。

③ ケース会議 (目的：調査方針等の決定)

(こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所)

調査方針等の決定

- こどもみらい課又は障害福祉課は、チームの編成や児童相談所又は福祉事務所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、調査の方針と調査担当者等を決定します。
- 県外から措置(委託)された被措置児童等に係る通告等であれば、措置(委託)した都道府県の担当部署に連絡します。

④－1 事実確認・訪問調査等

(こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所)

事実確認・訪問調査等の実施

- こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所又は福祉事務所と協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。なお、他都道府県の児童相談所が措置等を行った児童の場合は、施設等の所在地を管轄する児童相談所が調査を担当します。
- こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所又は福祉事務所は、虐待を受けたと思われる被措置児童等やその他の被措置児童等及び施設職員等への聞き取り調査等を実施します。

〔調査手法〕

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り、施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認 等

〔把握が必要な情報〕

- ・被措置児童等の状況(被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等)
- ・被措置児童等に対する施設等の対応(医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況)
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況(本県以外が措置した場合は当該都道府県等)
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無、他の被措置児童等への影響 等

④－2 被措置児童等の見守り等必要な支援 (児童相談所)

- 仮に、虐待と認められなかった場合でも、その後も児童が心配な状況に置かれることがないか、児童相談所が、施設、学校、医療機関等と協力・連携し、見守り体制を確保します。

⑤-1 ケース会議（目的：調査結果を踏まえた対応方針決定）
（こどもみらい課又は障害福祉課）

- 事実確認・訪問調査等の結果、被措置児童等虐待が疑われるが、児童と施設職員間の聞き取り内容に乖離がある場合や、虐待に関する専門的な意見が必要と認められる事例の場合には、児童処遇部会の意見を確認します。
- 施設からの当面の再発防止策について確認し、事案の内容が把握された段階で、速やかに児童処遇部会の意見を確認します。

⑤-2 一時保護（児童相談所）

- 調査の結果、緊急的な対応が必要な場合は、児童相談所において直ちに一時保護等の必要な措置を講じます。

⑥-1 報告徴収・改善勧告等の権限行使
(こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所)

虐待の検証

■ 被措置児童等虐待の事実確認を踏まえ、児童処遇部会の意見を取り入れながら、被措置児童等虐待に関する検証を行います。

〔検証の際の主な観点〕

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組(施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等)



施設等への指導

■ 検証結果を踏まえ、報告徴収、立入調査、改善勧告等、児童福祉法第46条の規定に基づく必要な措置を講じます。

⑥-2 虐待を受けた児童に対する支援・同じ施設等にいる他の被措置児童等に対する支援
(こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所)

支援方針等の検討

〔主な支援内容〕

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し専門機関や医療機関による支援が必要である場合には、支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童への指導・ケア 等

⑦ 施設運営改善のための取組の継続的な指導（こどもみらい課又は
障害福祉課、福祉事務所、児童相談所）

- 施設等の改善の取組の進捗状況を継続して見守り、確認していきます。
- 児童処遇部会と連携しながら、施設運営改善のための取組を継続的に指導します。

(様式1)

被措置児童等虐待通告等受理票

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理機関 ・担当者	
------	--------------------	--------------	--

通告等内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト (養育の怠慢・放棄) 4 心理的虐待
通告等の内容及び児童の状態 (虐待の内容、時期、児童の心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について)	

児童について

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・() 学校・その他				学年	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者						

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係					

通告者等について

氏名		男・女	児童との関係		匿名希望	あり・なし
所属		連絡先 (住所・電話等)				
調査協力の可否	可・否	今後の連絡方法等				

5 通告又は届出受理機関

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、①の通告受理機関へ通告しなければならないとされています。

発見者が施設職員等の場合であっても同じです。

また、被措置児童等は、②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出すことができます。

通告又は届出受理機関

① 発見者からの通告受理機関

- ・ 市町村
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所
- ・ こどもみらい課
- ・ 障害福祉課
- ・ 児童処遇部会 (※児童福祉審議会の役割について、本県では、当該部会がそれを担っている。)

※ なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。

② 被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所
- ・ こどもみらい課
- ・ 障害福祉課
- ・ 児童処遇部会

6 通告又は届出の受理

(1) 虐待情報の聴取・把握

通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項

被措置児童等虐待に関する通告又は届出受理機関は、様式1「被措置児童等虐待通告等受理票」に、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等を可能な限り詳細に記録しておきます。

被措置児童等本人以外の者から相談・通告を受理する際に確認する情報

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所（施設名等）
虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、施設等の対応）
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報（氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等）
特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人からの届出を受理する際に確認する情報

被措置児童等本人から届出があった場合は、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、下記の事項について児童の状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上記の被措置児童等本人以外の者から相談・通告を受ける際に確認する情報と同じ内容について把握します。

児童相談所・福祉事務所において確認する事項

被措置児童等から電話により届出があった場合には、可能であれば児童相談所・福祉事務所へ来所するよう、あるいは、来所できない場合でも、児童相談所・福祉事務所から被措置児童等の居所に向くことを伝えるとともに、被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、児童に二次被害（届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと）が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、児童が特定できる場合には、児童の状況を把握するとともに、可能であれば児童に連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所・福祉事務所への来所等について児童と相談します。その際、届出をした児童に施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に児童に接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所・福祉事務所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況や緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断し、福祉事務所は、一時保護が必要と判断した場合は、児童相談所へケース移管します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について児童が理解できるよう丁寧に説明します。

(2) 通告又は届出情報の報告

通告又は届出受理機関は、被措置児童等虐待の通告又は届出があり、県による事実確認等の必要があると認めるときは、「被措置児童等虐待通告等受理票（様式1）」を作成し、速やかにこどもみらい課又は障害福祉課に報告します。

その後、被措置児童等虐待に係る通知を発出します。（児童福祉法第33条の14第3項）

(3) 通告等を受理する際に留意すべき点

通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安をもっている可能性もあります。

また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられますが、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られない状況であっても、「虐待を受けたと思われる状況」について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合

- 自分のことではなく、友人のことのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、児童が安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、児童の訴えの内容が把握できるまで、また、居場所等が特定できるような情報を話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。

- 電話の相談に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

一般的な相談を装った電話の場合

- 施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを抱いていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、児童が特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確認できるように留意します。

- 相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等の相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。
- 通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が

推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

(4) 守秘義務及び個人情報保護等との関係

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、通告義務が課せられており（児童福祉法第 33 条の 12 第 1 項）、通告義務と公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いを受けないこととされています。

① 守秘義務との関係

都道府県職員や市町村職員の守秘義務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第 60 条で罰則が適用されます。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第 61 条で「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等の守秘義務

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 134 条で「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

虐待通告における守秘義務

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成 9 年の厚生省児童家庭局長通知（平成 9 年 6 月 20 日児発第 434 号）で示されていましたが、児童虐待防止法制定の際に、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定されました（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）。

被措置児童等虐待についても、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されています。また、被措置児童等虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反や秘密漏示には当たらない（児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項）ことが法律上明記され、躊躇なく行うこととされています。

なお、児童福祉法第 33 条の 13 においては「・・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

② 個人情報保護との関係

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合するこ

とができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいいます（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）。

民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が通告を行う場合の個人情報保護

民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、

- ・ 特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと（個人情報保護法第 16 条第 1 項）
 - ・ 個人データを第三者に提供してはならないこと（個人情報保護法第 23 条第 1 項）
- が規定されています。

ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので（個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号、第 23 条第 1 項第 1 号）、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反しないものと考えられます。

公立学校等地方公共団体の機関の職員等が通告を行う場合の個人情報保護

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、本県の場合、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月条例第 57 号）第 9 条第 2 項で、個人情報の目的外利用や外部への提供の制限については、「法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は制限の対象外としています。

③ 通告による不利益な取扱いの禁止

児童福祉法第 33 条の 12 第 5 項においては「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です（児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項カッコ書き）。

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告をした場合には、児童福祉法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことになりません。通告が「虚偽であるもの」については、不利益な取扱いを受けないとする児童福祉法第 33 条の 12 第 5 項は適用する理由がないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱いは、通告と守秘義務との関係を規定した児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項で規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われる可能性があります。

7 通告又は届出受理機関からの通知受理（こどもみらい課又は障害福祉課）

こどもみらい課又は障害福祉課では、通告又は届出受理機関からの「被措置児童等虐待通告等受理票」による報告を受けた場合、直ちに課長、課長代理に伝達します。なお、夜間休日には緊急時連絡体制により行います。

その後、通告又は届出受理機関から被措置児童等虐待に係る通知を受理します。

8 ケース会議（目的：調査方針等の決定）（こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所）

こどもみらい課又は障害福祉課は、チームの編成や児童相談所又は福祉事務所との連携・役割分担を行うなどの体制を整備し、調査の方針と調査担当者等を決定します。

なお、県外から措置(委託)された被措置児童に係る通告・届出に関しては、措置(委託)した都道府県の担当部署に連絡します。

9 事実確認・訪問調査等（こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所）

(1) 調査の体制及び項目

こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所又は福祉事務所と協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも検討します。

なお、一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から児童処遇部会の協力を得るなど、調査の客観性を確保されるよう配慮することが必要です。また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

※ 調査に関しては以下の項目を実施します。

調査手法の例

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

把握が必要な主な情報等

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

(2) 調査に当たっての留意事項

聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施します。特に、児童からの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応により傷つくこと）が生じないように、児童の状況や心情に配慮した対応が必要です。

また、聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。その際、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聞き取りを行う、他の児童や職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。

10 ケース会議（目的：調査結果を踏まえた対応方針決定）

（こどもみらい課又は障害福祉課）

事実確認・訪問調査等の結果、被措置児童等虐待が疑われるが、当該児童と施設職員間の聞き取り内容に乖離がある場合や、虐待に関する専門的な意見が必要と認められる事例の場合には、児童処遇部会の意見を聴取します。

事案の内容が把握された段階で、速やかに児童処遇部会の意見を聴取します。

11 報告徴収・改善勧告等の権限行使

（こどもみらい課又は障害福祉課、児童相談所、福祉事務所）

(1) 虐待の検証

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所、福祉事務所と連携し、児童処遇部会の意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行います。

- 当該被措置児童等虐待が起こった要因
- 施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- 再発防止のための取組
 - ・施設等における関係者への処分
 - ・職員への研修
 - ・施設や法人における組織やシステムの見直し 等

(2) 施設等への指導

検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設等の場合は、引き続き入所する被措置児童等に対する影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として児童の権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際に

は、こどもみらい課又は障害福祉課としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要となります。

また、施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

これらの対応を行った後は、速やかに児童処遇部会に報告する必要があります。

（３）被措置児童等虐待の告発の義務等

- 身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。
- 性的虐待は、「強姦罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。
- 刑事訴訟法（昭和23年法律131号）第239条により、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発する義務があります。
- 被措置児童等虐待においては、こどもみらい課又は障害福祉課が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、児童の最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことも必要です。なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です。
- 警察との連携については、日頃から意見交換等の機会を持つなど、円滑な協力関係を作っておくことが必要です。

1.2 虐待を受けた児童に対する支援・同じ施設等にいる他の被措置児童等に対する支援（こどもみらい課、障害福祉課、児童相談所、福祉事務所）

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所等と協力して、児童処遇部会の意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

（１）支援の内容

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア等

（２）支援に当たっての留意事項

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを検討し、児童の安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事実が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になります。

こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所及び施設等と連携し、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

1 3 施設運営改善のための取組の継続的な指導（こどもみらい課又は障害福祉課、福祉事務所、児童相談所）

口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、こどもみらい課又は障害福祉課は、児童相談所又は東地方福祉事務所と連携して、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方等について、具体的な見直しの進捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、児童処遇部会の意見を取り入れながら、具体的な改善内容について確認することが必要です。

1 4 児童処遇部会の関与

(1) こどもみらい課又は障害福祉課からの報告

被措置児童虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、こどもみらい課又は障害福祉課は、以下の事項について児童処遇部会へ報告しながら引き続き対応を行います（児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項）。

報告事項

- 通告、届出等がなされた施設等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- 被措置児童等虐待を受けていた児童の状況（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- 確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- 県が行った対応
- 虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、児童処遇部会で実施するほか、重大な事案等の場合は、緊急に児童処遇部会を開催し報告します。

(2) 意見、調査等

こどもみらい課又は障害福祉課は、(1) で報告した事項について、児童処遇部会からの専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査及び対応を進めます（児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項）。

1 5 被措置児童等虐待の予防等

施設における被措置児童等虐待を予防し、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、被措置児童等に対するケアについて、組織として対応し、常日頃から、複数の関係者が被措置児童等の様子を見守り、良好なコミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制作りを進めていくことが重要です。

(1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担

当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の児童に対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

また、被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が自由に意見を言えない雰囲気であったり、又は児童に対する不適切な援助が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、児童のケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めることが大切です。

(2) 開かれた組織運営

施設運営に取り組むにあたり、施設長と施設職員などの組織内での良好な意思疎通及び意見交換を図れる環境を作っていくことが重要です。また、外部からの評価や意見を受け入れることにより、運営の透明性を高めるよう努めるとともに、第三者委員等外部からの意見が法人の理事会や施設の基幹的職員に伝わる仕組みを作ることなど、関係者が共通認識を持って取り組むことなどが必要です。

(3) 職員の研修及び資質の向上

経験の浅い職員や対応方法が未熟であるなどにより、各職員が児童を抱え込むことがないように、適宜、基幹的職員（スーパーバイザー等）が施設内でのアドバイスを実施すること、また職員のメンタルヘルスに対する配慮が、被措置児童等への虐待を未然に防ぐことにつながります。

また、職員の意欲を引き出すとともに、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。特に処遇困難事例については、組織的な対応が不可欠であり、対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家を交えたスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取組が大切です。

(4) 関係者による見守り体制の強化

- 児童相談所による定期的な施設等訪問調査、その際の被措置児童等との面接の実施により、児童の状況を随時把握します。
- 学校、地域、医療機関等による被措置児童等への連携した関わりをします。
- 児童相談所、市町村、学校、医療機関、児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者による権利擁護や虐待対応等に関する情報交換会やケーススタディを実施します。
- 里親に対する研修会の実施など、里親が悩みを抱え込み孤立することのないよう、児童相談所が里親会と定期的に関わる機会を確保します。

(5) 被措置児童等の権利意識の醸成

児童の気持ちをよく受け入れつつ、児童の置かれた状況を可能な限り説明すること、児童の意向や意見を確認し、児童が自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、児童が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- 措置・委託時や措置・委託中に、児童の置かれている状況を十分説明するとともに、児童の置かれた状況や児童の権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、安心して生活が送れるよう配慮する
- 定期的に個別に児童と話をする機会を設け、児童が現在置かれている状況に関する意見や疑問、悩みなどに応える
- 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、十分に児童の意見を聴く
- 措置変更や措置解除を行う際には、事前に児童の意見を十分に聞く
- 児童が現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えて良いということ伝える

等の取組が必要です。

いずれの場合でも、児童が自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと、守るべきルールなどについては、児童がよく理解できるように説明することが必要であり、これらの取組を進める前に、児童の権利の学習に関する職員等の研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や児童の権利の学習に関する取組例>

- ・被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や児童の権利についての学習会の開催
- ・「自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、児童の意見を汲み取る仕組みづくり 等

なお、児童自らが被害を訴えることができないような児童（例：乳児・重度の障害児）もいることから、職員の意識向上・啓発を図り、対応能力を身につけることが求められます。

16 公表

(1) 被措置児童等虐待の状況の公表

こどもみらい課及び障害福祉課は、児童処遇部会の意見を踏まえ、被措置児童等虐待が行われたと認められた事案について、児童の福祉を第一としつつ、保護者等の同意を得て、その範囲において、随時公表します。

ただし、性的虐待に関しては、児童の将来への影響等を考慮し、公表の時期について、配慮を行うこととします。

また、こどもみらい課及び障害福祉課は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表します（児童福祉法第 33 条の 16）。

この公表制度は、県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、本県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであり、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

(2) 公表する項目

公表の対象となる被措置児童等虐待は、こどもみらい課又は障害福祉課が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事例を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

○ 被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢層、心身の状態 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）

○ 被措置児童等虐待に対して県が講じた措置

- ・報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等

○ その他の事項

- ・施設種別、小規模住居型養育事業、里親、一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

児童福祉法（抄）

公 布：昭和 22 年 12 月 12 日

施 行：昭和 23 年 1 月 1 日

改正施行：平成 24 年 4 月 1 日

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- ② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- ③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- ④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- ⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受

けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

児童福祉法施行規則（抄）

公 布：昭和 23 年 3 月 31 日

施 行：昭和 23 年 1 月 1 日

改正施行：平成 24 年 4 月 1 日

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別
- 二 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- 三 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 被措置児童等虐待を行った施設職員等（法第三十三条の十第一項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 都道府県が行った措置の内容
- 六 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設及び指定医療機関 障害児施設等
 - 二 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
-
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

<対象施設一覧>

乳 児 院

設置 主体 種類	施 設 名	電 話	郵便番号	所 在 地	設置主体	備 考
福法	若葉乳児院	017 734-0629	030-0811	青森市青柳2丁目4-6	藤聖母園	
福法	ひまわり乳児院	0176 53-2789	033-0061	三沢市花園町5丁目 31-3658	ひまわり乳児院	
福法	弘前乳児院	0172 35-2155	036-8183	弘前市大字品川町152	弘前乳児院	

児童養護施設

設置 主体 種類	施 設 名	電 話	郵便番号	所 在 地	設置主体	備 考
福法	藤聖母園	017 734-0489	030-1841	青森市奥野3丁目7-1	藤聖母園	
福法	弘前愛成園	0172 33-5231	036-8154	弘前市大字豊原1丁目1-3	弘前愛成園	
福法	浩々学園	0178 22-2233	039-1166	八戸市根城7丁目8-46	八戸市社会福祉事業団	
福法	美光園	0176 62-3078	039-2526	上北郡七戸町字上町野82-1	七戸美光園	
福法	あけぼの学園	0176 28-3570	034-0211	十和田市大字大不動字 長沢頭11-30	至誠会	
福法	幸樹園	0173 22-6341	038-3543	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎 字米山187-1	厚生会	

情緒障害児短期治療施設

設置 主体 種類	施 設 名	電 話	郵便番号	所 在 地	設置主体	備 考
福法	青森おおぞら学園	017 752-0080	030-0133	青森市雲谷字山吹237-3	やまぶき福祉会	

児童自立支援施設

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体	備考
公	青森県立子ども自立 センターみらい	017 738-2043	030-0134	青森市大字合子沢字松森 265	県	

指定医療機関

(重症心身障害児)

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体 (経営委託先)	備考
公	国立病院機構 八戸病院	0178 45-6111	031-0003	八戸市吹上3丁目13-1	独立行政法人国立病院機構	
公	国立病院機構 青森病院	0172 62-4055	038-1331	青森市浪岡大字女鹿沢 字平野 155	独立行政法人国立病院機構	

福祉型障害児入所施設

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体 (経営委託先)	備考
福法	八甲学園	017 738-2104	030-0132	青森市大字横内字桜峰 63-1	青森県すこやか福祉事業団	
公	弘前市弥生学園	0172 96-2103	036-8385	弘前市大字中別所字平山 140-1	弘前市(弘前草右会)	
福法	うみねこ学園	0178 96-1020	031-0815	八戸市大字松籟字水野平 20-5	八戸市社会福祉事業団	
公	森田学園	0173 26-3100	038-2817	つがる市森田町床舞字鶴喰 104-2	西北五広域福祉事務組合	
公	公立もみのき学園	0176 62-3161	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂 45-2	上北地方教育福祉事務組合	
公	はまゆり学園	0175 26-2113	035-0011	むつ市大字奥内字栖立場 1-67	下北地域広域行政事務組合	
公	もみじ学園	0172 54-8228	036-0405	黒石市南中野字上平 5-3	南黒地方福祉事務組合	

児童発達支援センター

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体	備考
福法	弘前大清水学園	0172 34-3166	036-8163	弘前市大字清原4丁目9-1	藤聖母園	
福法	桂堂学園	0178 27-3273	039-1108	八戸市大字上野字堀端9-9	桂堂会	
福法	こども発達支援施設 やまぶき園	017 738-5564	030-0133	青森市大字雲谷字山吹 92-285	やまぶき福祉会	
福法	こども発達支援セン ター 虹	0178 27-3273	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池 96-3	サポートセンター虹	
福法	児童発達支援センタ ー はあと	0172 82-5780	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田 183-2	七峰会	

母子生活支援施設

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体 (経営委託先)	備考
公	青森市立すみれ寮	017 782-3915	038-0003	青森市大字石江字江渡59-2	青森市	
公	弘前市ひまわり荘	0172 32-4180	036-8336	弘前市大字栄町1丁目1-6	弘前市(弘前草右会)	
福法	小菊荘	0178 22-3561	039-1166	八戸市根城5丁目4-9	八戸市社会福祉事業団	

医療型障害児入所施設 (肢体不自由児)

設置主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体 (経営委託先)	備考
公	青森県立あすなろ医 療療育センター	017 781-0174	038-0003	青森市大字石江字江渡101	県	
公	青森県立はまなす医 療療育センター	0178 31-5005	031-0833	八戸市大字大久保字大塚 17-729	県(日赤)	

医療型障害児入所施設
(重症心身障害児施設等)

設置 主体 種類	施設名	電話	郵便番号	所在地	設置主体 (経営委託先)	備考
公	国立病院機構 八戸病院	0178 45-6111	031-0003	八戸市吹上3丁目13-1	独立行政法人国立病院機構	
公	国立病院機構 青森病院	0172 62-4055	038-1331	青森市浪岡大字女鹿沢 字平野 155	独立行政法人国立病院機構	
公	青森県立あすなろ医 療療育センター	017 781-0174	038-0003	青森市大字石江字江渡 101	県	
公	青森県立はまなす医 療療育センター	0178 31-5005	031-0833	八戸市大字大久保字大塚 17-729	県(日赤)	
公	青森県立さわらび医 療療育センター	0172 96-2121	036-8385	弘前市大字中別所字平山 168	県	

【児童相談所一覧】

児童相談所名	所在地	電 話
中央児童相談所	青森市石江字江渡 5-1	017-781-9744 ※0120-71-6552
弘前児童相談所	弘前市西城北 1丁目 3-7	0172-32-5458 ※0120-73-6552
八戸児童相談所	八戸市尻内町字鴨田 7	0178-27-2271 ※0120-74-6552
五所川原児童相談所	五所川原市栄町 10	0173-38-1555 ※0120-75-6552
七戸児童相談所	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-60-8086 ※0120-78-6552
むつ児童相談所	むつ市中央 1丁目 1-8	0175-23-5975 ※0120-72-6552

※「子ども虐待ホットライン」は、24時間受付（フリーダイヤル）

【県福祉事務所一覧】

福祉事務所名	所在地	電 話
東地方福祉事務所	青森市新町 2-4-30	017-734-9950 017-734-9953（監査担当）
中南地方福祉事務所	弘前市蔵主町 4	0172-35-1622
三戸地方福祉事務所	八戸市尻内町字鴨田 7	0178-27-4435
西北地方福祉事務所	五所川原市栄町 10	0173-35-2156
上北地方福祉事務所	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145
下北地方福祉事務所	むつ市中央 1丁目 1-8	0175-22-2296

発行 青森県健康福祉部こどもみらい課

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9301

FAX 017-734-8091

e-mail : KODOMO@pref.aomori.lg.jp